

令和6年度 財政援助団体等監査報告書

令和6年11月27日提出

第1 監査の内容

本監査は、壱岐市監査基準及び全国都市監査委員会が定める監査の実務ガイドラインに準拠し、地方自治法第199条第7項に定める財政援助団体等の出納その他事務の執行で財政的援助等に係るものについて監査した。

第2 監査の種類

財政援助団体等の監査

第3 監査の対象

1 被監査部署等

- (1) 所管部局 農林水産部水産課
- (2) 財政援助団体等 (公財) 壱岐栽培漁業振興公社

2 対象項目

令和3年度から令和5年度(3カ年)における財政的援助等に係る出納その他の事務の執行。

第4 監査の主な着眼点

1 所管部局関係

- ア 株式又は出資による権利は財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか。
- イ 出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。

2 団体関係

- ア 定款並びに経理規程等諸規程は整備されているか。また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。
- イ 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。
- ウ 事業成績及び財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。
- エ 出納関係帳票の整備及び記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- オ 現金や預金通帳、銀行印の管理体制及び保管場所は適切か。

第5 監査の実施内容

- 1 実施日 令和6年11月8日
- 2 実施場所 石田庁舎 応接室
- 3 従事した監査委員 吉田 泰夫、殿川 穂、左野 健治
- 4 監査の手続 被監査部署等へ提出及び提示を求めた資料に基づき、所属長等より説明を受け、関係帳簿及び証憑書類等の照合、閲覧、確認の手続きを取り、試査により実施した。

第6 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の執行については、一部是正を要するものの他は、適正に執行されている。

なお、下記のとおり改善を要する事項が見受けられたので、適正な事務の遂行に努められたい。

【指導事項】

壱岐栽培漁業振興公社において、通帳と印鑑の管理を同一人が行っている。通帳管理と印鑑管理は別人が行うこと。

【意見】

壱岐栽培漁業振興公社の事務局を市の職員が担当していることから、内部統制に配慮すること。

第7 措置状況について

監査の結果に基づき措置を講じた場合（指導事項のみ）は、令和7年5月26日（月）までに報告し、未措置事項がある場合には、併せてその理由書も提出されたい。

令和6年度 財政援助団体等監査報告書

令和6年11月27日提出

第1 監査の内容

本監査は、壱岐市監査基準及び全国都市監査委員会が定める監査の実務ガイドラインに準拠し、地方自治法第199条第7項に定める財政援助団体等の出納その他事務の執行で財政的援助等に係るものについて監査した。

第2 監査の種類

財政援助団体等の監査

第3 監査の対象

1 被監査部署等

- (1) 所管部局 総務部SDGs未来課
- (2) 財政援助団体等 八幡まちづくり協議会

2 対象項目

令和3年度から令和5年度（3カ年）における財政的援助等に係る出納その他の事務の執行。

第4 監査の主な着眼点

1 所管部局関係

- ア 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- イ 補助金等の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書等により実態が十分に確認されているか。

2 団体関係

- ア 収入事務が適法、適正に行われているか。
- イ 収入事務に係る収入の消込の誤り、漏れ、遅延等はないか。
- ウ 違法、不当な支出等はないか。
- エ 目的に反する支出はないか。
- オ 特別な支払方法（小口現金、概算払等）は適正か。
- カ 公印の管理・保管は適正か。
- キ 諸帳簿、備品台帳等の整備、保管は適切か。
- ケ 文書の処理、整理、保管は適切か。

第5 監査の実施内容

- 1 実施日 令和6年11月11日
- 2 実施場所 郷ノ浦庁舎第2応接室、八幡浦地区生活館
- 3 従事した監査委員 吉田 泰夫、殿川 穂、左野 健治
- 4 監査の手続 被監査部署等へ提出及び提示を求めた資料に基づき、所属長等より説明を受け、関係帳簿及び証憑書類等の照合、閲覧、確認の手続きを取り、試査により実施した。

第6 監査の結果

補助金等に係る事業が、交付目的に沿って実施されており、出納関係帳簿等の整備、記帳も適正になされている。

なお、下記のとおり改善を要する事項が見受けられたので、適正な事務の遂行に努められたい。

【指導事項】

八幡まちづくり協議会において、小口現金として会計担当者へ30,000円支出しているが、規定がないことから、取扱基準等を定めることが適正である。

第7 措置状況について

監査の結果に基づき措置を講じた場合（指導事項のみ）は、令和7年5月26日（月）までに報告し、未措置事項がある場合には、併せてその理由書も提出されたい。